

～沼津市犯罪被害等支援条例制定～
犯罪被害者等支援の連携協力締結式を行います

要 旨

沼津警察署及び静岡犯罪被害者支援センターと連携して犯罪の被害にあわれた方を支援するため、「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定」の締結式を行います。

概 要

この協定では、犯罪の被害に遭われた方が受ける二次的被害の防止に配慮しつつ支援を行うこと、犯罪の被害に遭われた方に対する支援が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら積極的に協力することを定めます。

1 協定締結式について

実施日時 令和4年3月25日(金曜日)15時00分～

場 所 市役所4階 特別応接室

協定締結者 沼津警察署
署 長 原田 達彦様
認定 NPO 法人 静岡犯罪被害者支援センター
理事長 白井 孝一様
沼津市
市 長 頼重 秀一

2 連携協力事項

- (1) 連携協力に関すること
- (2) 秘密保持に関すること

お問い合わせ先

沼津市役所 企画部 生活安心課
直通:055-934-4700 内線:2267

